

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和6年3月5日（火曜日）
午前9時00分開会、午前9時9分閉会
場 所 第3委員会室

- 日 程
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
(1) 追加議案について新たに提出された請願・陳情について
(2) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	天貝	健一
次長補佐	小野	聡
主 査	津久井	麻美子
主 査	松本	裕司

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

（「ありません」との声あり）

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 皆さん、おはようございます。本日は早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。5年度の最終の議会となります。議運委員会の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、様々な方針を決めていただければ幸いです。よろしく願います。

○吉田委員長 ありがとうございますそれでは早速、協議事項に入ります。協議事項1新たに提出されました請願陳情について、協議をお願いします。受理番号1から3までの同一の方からの陳情となりますので、まとめて事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 今回の陳情は同じ方から提出されたものでございます。まず、資料1-1を御覧ください。主旨は、土浦第二小学校に通学する下高津1・2丁目の児童の通学路である下高津一丁目交差点に歩道やガードレール等がないため、同交差点の改良を求める陳情となります。資料1-2を御覧ください。資料1-1と同じく土浦第二小学校の通学路である土浦二小前交差点を挟んだ富士崎二丁目1号線および下高津一丁目2号線が相互通行が困難なほど狭隘であるため、ハンプ路面の盛り上げやクランク直線的に屈曲させるなど物理的デバイスを設置し、抜け道となっている同市道を通る車両の速度を下げさせることや、歩道を広くするなどの陳情となります。資料1-3を御覧ください。先ほどと同じく、土浦第二小学校の通学路危険箇所について当該危険箇所での交通取り締まり及び警察官の警らを土浦警察署に要請をするとともに、当該危険箇所の一方通行化について市関係部署が一丸となり関係機関との協議推進を陳情するものです。以上3点の陳情に対して付託する委員会についてご協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 それでは皆様付託先についてございますが、受理番号1からというふうに考えますが、皆様からのご意見はいかがでございましょうか。まず受理番号1につきましては、二小の通学路、下高津1丁目交差点における交通安全対策に関する陳情書ということでございます。何か事務局から提案はございますか。

○天貝事務局次長 1と2については、歩道を広げるであるとか、歩行者だまりを作りたい。あるいは車両の速度を下げするための措置を講じて欲しいということで、ハード面なのかなというふうには感じます。1-3、三つ目については、警察との協議をして

くださいという内容になりますので若干少しニュアンスが違うということで警察との所管である委員会がふさわしいのかなとは思いますが。

○吉田委員長 今のご助言もありましたが、何かご意見ありますか。ないようであれば、私の方からまず受理番号1、2はただいまございましたハード面ということで、受理番号1、2につきましては、産業建設委員会ということで、付託先いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは受理番号1につきましては産業建設委員会ということでご異議なしと認めます。受理番号2についても、ただいまのとおり産業建設委員会と決定をいたします。次に受理番号3でございますが、警察署との連携に関する陳情書ということでございますので、生活安全に関するところかなというふうにと考えるとございまして、付託先は総務市民委員会ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、ご異議なしと認めます。受理番号3については、ただいまの通り決定をいたします。次に、受理番号4につきまして土浦市有明町、桜町1丁目から桜町3丁目まで、大和町における治安改善のための、土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 土浦市有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町における治安改善の為の土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書については市内にお住まいの方からの陳情となります。要旨といたしましては、茨城県の迷惑行為防止条例の特定地域にも指定されている有明町、桜町1-3丁目及び大和町において、千葉県で制定する「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」及び千葉市にて制定している「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」と同等に、本市においても客引き行為を抑止するための新たな条例を制定を検討していただきたいとの陳情でございます。この陳情に対して付託する委員会についてご協議をお願いいたします。

○吉田委員長 皆様からご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 内容につきまして勘案しますと、総務市民でいいのかなというふうには思うのですが。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは総務市民ということでご異議なしと認めます。受理番号4については、ただいまのとおり、総務市民ということで決定をさせていただきたいと存じます。その他、何かございますか。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。